

参 考 资 料

公の施設一覧 【指定管理（公募）】 （平成25年4月1日現在）

(注)※本一覧表は、福岡市のホームページ掲載の一覧表を基に作成したが、施設名は条例に合わせ、複数施設を協定書に合わせて一つの欄に記載し、指定管理料を追記している。

※本監査の対象施設は、平成25年4月に指定管理者制度が導入された福岡市ロボスクエア(指定管理(公募)表の40番)及び博多区・博多駅・中洲川端の自転車駐車場増設分を除いた指定管理者制度導入383施設である。

※指定管理料は各論概要表のH24精算後指定管理料額を記載した。

(単位:千円)

	施設名	施設数	指定管理料
市民局			
1	福岡市博多南地域交流センター	1	95,252
2	福岡市和白地域交流センター	1	96,023
3	福岡市西部地域交流センター	1	120,986
4	福岡市NPO・ボランティア交流センター	1	29,535
5	福岡市男女共同参画推進センター	1	87,551
6	福岡市立城南体育館・福岡市立早良体育館	2	154,000
7	福岡市立東体育館・福岡市立中央体育館	2	135,300
8	福岡市立博多体育館・福岡市立南体育館	2	127,215
10	福岡市ももち体育館・福岡市立西体育館	2	130,400
11	福岡市立城南市民プール・福岡市立早良市民プール	2	159,600
12	福岡市立東市民プール・福岡市立中央市民プール	2	162,000
13	福岡市立博多市民プール・福岡市立南市民プール	2	155,257
14	福岡市立今宿野外活動センター	1	44,790
こども未来局			
15	福岡市立母子福祉センター	1	53,248
保健福祉局			
16	福岡市立玄界診療所	1	65,634
17	福岡市立能古診療所	1	57,052
18	福岡市健康づくりサポートセンター(旧福岡市健康づくりセンター)	1	212,152
19	福岡市市民福祉プラザ	1	215,703
20	福岡市立老人福祉センター(東香園)	1	36,900
21	福岡市立老人福祉センター(長生園)	1	35,863

22	福岡市立老人福祉センター(舞鶴園)	1	36,198
23	福岡市立老人福祉センター(若久園)	1	34,469
24	福岡市立老人福祉センター(寿楽園)	1	35,488
25	福岡市立老人福祉センター(早寿園)	1	39,011
26	福岡市立老人福祉センター(福寿園)	1	50,400
27	東障がい者フレンドホーム	1	26,544
28	博多障がい者フレンドホーム	1	24,843
29	城南障がい者フレンドホーム	1	16,200
30	点字図書館	1	40,331
31	福岡市立障がい者生活・就労支援施設(つくし学園)	1	0
32	福岡市立障がい者生活・就労支援施設(ふよう学園)	1	0
環 境 局			
33	西部3Rステーション(福岡市リサイクルプラザ)	1	58,143
経 済 観 光 文 化 局			
34	はかた伝統工芸館	1	28,368
35	福岡市産学連携交流センター	1	19,530
36	博多町家ふるさと館	1	49,397
37	福岡市祇園音楽・演劇練習場	1	34,449
38	福岡市大橋音楽・演劇練習場	1	19,806
39	福岡市民会館	1	389,897
40	福岡市ロボスクエア ※H25年度指定管理料予定額は 60,500 千円	1	—
農 林 水 産 局			
41	福岡市油山市民の森	1	95,300
42	花畑園芸公園	1	101,000
43	今津リフレッシュ農園	1	44,900
44	立花寺緑地リフレッシュ農園	1	25,280
住 宅 都 市 局			
45	福岡市雁の巣レクリエーションセンター	1	142,345
46	アイランドシティ中央公園	1	91,000
47	青葉公園	1	38,300
48	小戸公園・生の松原公園	2	52,453
49	西南社の湖畔公園	1	55,461
50	楽水園	1	23,140
51	月隈北緑地(月隈パークゴルフ場)	1	22,940

52	松風園	1	21,800
53	桧原運動公園	1	64,854
54	西部運動公園	1	52,660
55	今津運動公園	1	89,850
56	友泉亭公園	1	35,481
57	かなたけの里公園	1	57,917
道 路 下 水 道 局			
58	福岡市営駐車場(博多駅)	1	13,671
59	福岡市営駐車場(築港)	1	13,863
60	福岡市営駐車場(大橋)	1	13,944
61	福岡市営自転車駐車場(東区)	9	82,854
62	福岡市営自転車駐車場(博多区)	9	95,011
63	福岡市営自転車駐車場(博多駅)	12	63,873
64	福岡市営自転車駐車場(中洲川端)	3	11,801
65	福岡市営自転車駐車場(中央区)	11	52,218
66	福岡市営自転車駐車場(天神)	5	68,906
67	福岡市営自転車駐車場(西区)	4	70,054
68	福岡市営自転車駐車場(南区)	11	83,659
69	福岡市営自転車駐車場(早良区)	16	126,669
70	福岡市営自転車駐車場(城南区)	8	52,218
71	藤崎バス乗継ターミナル	1	20,420
港 湾 局			
72	福岡市海浜公園(シーサイドももち海浜公園, マリナタウン海浜公園)	2	174,300
73	福岡市ヨットハーバー	1	53,242
74	博多港国際ターミナル	1	24,000
区 役 所			
75	中央市民センター	1	81,764
76	東市民センター	1	71,515
77	博多市民センター	1	73,404
78	西市民センター	1	97,756
79	南市民センター	1	86,209
80	早良市民センター	1	103,341
81	城南市民センター	1	79,983
計		167	5,706,891

公の施設一覧 【指定管理（非公募）】

	施設名	施設数	指定管理料
市 民 局			
1	福岡市民体育館	1	277,368
2	福岡市九電記念体育館	1	58,230
3	福岡市立総合西市民プール	1	233,019
こ ども 未 来 局			
4	福岡市立中央児童会館	1	47,345
5	福岡市立めばえ学園	1	132,324
6	福岡市立あゆみ学園	1	182,388
7	福岡市立西部療育センター	1	385,134
8	福岡市立東部療育センター	1	343,396
9	福岡市立小呂保育所	1	12,229
保 健 福 祉 局			
10	福岡市立急患診療所	6	1,249,013
11	福岡市立歯科急患診療所	1	31,879
12	福岡市葬祭場	1	387,954
13	福岡市立心身障がい福祉センター	1	267,918
14	福岡市立障がい者スポーツセンター	1	169,554
15	福岡市立南障がい者フレンドホーム	1	22,610
16	福岡市立早良障がい者フレンドホーム	1	83,160
17	福岡市立西障がい者フレンドホーム	1	27,055
18	福岡市立障がい者生活・就労支援施設(なのみ学園)	1	0
19	福岡市立障がい者生活・就労支援施設(清水ワークプラザ)	1	28,355
20	福岡市立障がい者生活・就労支援施設(ももち福祉プラザ)	1	45,531
経 済 観 光 文 化 局			
21	福岡市コンベンション施設(福岡国際会議場・マリンメッセ福岡)	2	0
22	福岡市千代音楽・演劇練習場	1	84,995
23	博多座	1	268,322
農 林 水 産 局			
24	油山牧場及び脊振牧場	2	187,307
25	福岡市海づり公園	1	35,276

住宅都市局			
26	福岡市営住宅	181	920,447
27	東平尾公園・舞鶴公園	2	529,177
道路下水道局			
28	福岡市営駐車場(川端地下)	1	27,697
29	福岡市営自転車駐車場(きらめき通り)	1	15,054
港湾局			
30	博多港港湾施設	1	476,714
消防局			
31	福岡市民防災センター	1	153,251
教育委員会			
32	福岡市立雁の巣児童体育館	1	4,239
計		220	6,686,941

公の施設一覧【直営】

施 設 名		施設数
市 民 局		
1	福岡市立空港周辺共同利用会館	17
2	福岡市公民館	149
3	福岡市立人権のまちづくり館	10
4	福岡市立集会所	29
こ ども 未 来 局		
5	福岡市立少年科学文化会館	1
6	福岡市立青年センター	1
7	福岡市立背振少年自然の家	1
8	福岡市海の中道青少年海の家	1
9	福岡市立保育所	10
保 健 福 祉 局		
10	福岡市立老人いこいの家	126
11	福岡市立松濤園	1
12	福岡市墓地	220
13	玄界島火葬場	1
環 境 局		
14	臨海3Rステーション(福岡市リサイクルプラザ)	1
15	福岡市保健環境研究所	1
経 済 観 光 文 化 局		
16	福岡市姪浜買物広場	1
17	福岡市創業者育成施設	2
18	福岡市赤煉瓦文化館	1
19	福岡市埋蔵文化財センター	1
20	福岡市美術館	1
21	福岡アジア美術館	1
22	福岡市博物館	1
農 林 水 産 局		
23	福岡市田園スポーツ広場	3
24	福岡市農村センター	1
25	漁港	8

26	福岡市集落排水処理施設	8
27	福岡市中央卸売市場	5
住宅都市局		
28	福岡市立霊園	3
29	公園(区所管の公園)	1,596
30	福岡市動植物園	1
道路下水道局		
31	道路 ※1, 2	1
32	福岡市自転車駐車場(無料)	41
33	福岡市下水道 ※1	1
34	河川 ※1, 2	1
港湾局		
35	福岡市営渡船 ※1	1
水道局		
36	福岡市水道 ※1	1
37	福岡市工業用水道 ※1	1
交通局		
38	福岡市営地下鉄 ※1	1
教育委員会		
39	福岡市立小・中・高等学校 ※2	218
40	福岡市立幼稚園 ※2	8
41	福岡市立特別支援学校 ※2	8
42	福岡市立婦人会館	1
43	福岡市総合図書館	1
計		2,486

※1 施設数は便宜上、1でカウント

※2 個別法の規律により指定管理者制度をとれないもの

福岡市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条に定める公の施設について、指定管理者の指定の手續等に関して条例、規則等で規定すべき事項その他の基本的な考え方を定めるものとする。

(適用の範囲)

第2条 この要綱の対象となる施設は、公の施設のうち、指定管理者に管理を行わせようとする施設とする。

(指定管理者の公募)

第3条 施設所管局は、指定管理者の指定に当たっては、候補者の公募を行うものとする。ただし、次の場合には、公募によらないことができる。

- (1) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）の活用による長期契約を前提とした事業方式等により公の施設を設置し、設置後一定の期間指定管理者の役割を担うべき者が当該契約により限定されている場合
- (2) 公の施設を民間施設の中に又はこれに接続して設ける場合であって、当該民間施設の管理と一体的に公の施設を管理することが、施設の構造上又は経済的観点から明らかに合理的なとき
- (3) 施設の管理上緊急に指定管理者を指定する必要がある場合
- (4) その他特別な事情があると市長が認める場合

2 施設所管局は、前項ただし書きの規定を適用する場合は、あらかじめ総務企画局（行政部行政改革課）及び財政局（財政部財政調整課）と協議しなければならない。

3 公募は、市公報に掲載して行うとともに、市政だより、本市ホームページのほか、新聞等広く頒布されている媒体を用いて案内を行い、募集期間は、原則として1か月以上とする。

4 施設所管局は、公募に当たって次の事項を示さなければならない。

- (1) 公の施設の名称及び所在地
- (2) 指定の期間
- (3) 業務の範囲
- (4) 管理の基準
- (5) 申請を行おうとする法人若しくは団体（以下「申請団体」という。）又は管理に従事する者に資格が必要な場合は、その資格
- (6) 指定管理者の候補者の選考に係る審査の方法及び基準
- (7) 管理の対価の支払方法
- (8) 費用負担しなければならない危険負担の範囲
- (9) 申請の受付期間及び提出先
- (10) その他必要な事項

5 施設所管局は、申請団体による事業計画の策定に資するために、公募を開始した日から募集期間が終了するまでの間、公の施設の内容、従前の管理に係る事業報告書及び収支決算書を常時閲覧できるようにしておかななければならない。

(指定の期間)

第4条 指定管理者の指定の期間は、原則5年を超えない期間とする。ただし、PFI法の適用を受けて実施する事業であって、長期契約を前提とした事業方式等により公の施設を設置する場合、その他5年を超える期間とすることに合理的な事由がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、公募手續を経た結果、同一団体を再度指定することを妨げるものではない。

(業務の範囲)

第5条 第3条第4項第3号に規定する管理の範囲には、次の内容を含むものとする。

- (1) 施設の設置目的及び期待する成果
- (2) 施設の物理的範囲
- (3) 施設の管理及びあわせて提供すべきサービスの内容
- (4) 管理に関し指定管理者が費用を負担しなければならない範囲
- (5) 施設利用許可の権限の有無
- (6) 利用料金制を採用する場合は、その旨

(管理の基準)

第6条 第3条第4項第4号に規定する管理の基準には、次の内容を含むものとする。

- (1) 開館時間
 - (2) 休館日
 - (3) 使用料
 - (4) 使用料の納入、減免等の手続
 - (5) 利用料金制の対象とする施設にあつては、利用料金の収入を指定管理者の収入とする旨及び利用料金を定めるに当たっての手続の概要
 - (6) 管理を通じて取得した個人に関する情報の取扱い
 - (7) 利用者の使用を制限するときの要件
 - (8) 成果指標を設定する場合は、その値及びその達成状況を評価する際の基準
 - (9) 管理に関し本市が負担する金額の上限
- 2 指定管理者の公募にあたり前項第9号にかかる事項を示すに当たっては、事前に財政局（財政部財政調整課）と協議しなければならない。

(指定の申請)

第7条 施設所管局は、応募者が指定の申請を行うに当たっては、次の事項を記載した申請書を提出させるものとする。

- (1) 申請団体の主たる事務所の所在地、団体名及び代表者の氏名
 - (2) 指定を受けようとする公の施設の名称
 - (3) 申請の意思を表す文言
- 2 前項の申請書には、次の書類のうち必要なものを添付させるものとする。
- (1) 管理に関する事業計画書
 - (2) 管理に関する収支予算書
 - (3) 管理に従事する者の配置及び勤務体制に関する書類
 - (4) 申請団体の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - (5) 申請団体が法人である場合にあつては、当該法人の登記簿謄本
 - (6) 申請団体の全ての事業に係る申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支決算書及び事業報告書
 - (7) 申請団体の役員名簿及び従業員数を示した書類
 - (8) その他申請団体の活動実績に関する書類
 - (9) 指定管理者又は管理に従事する者に資格が必要な場合は、その資格を有することの証明書
 - (10) その他指定管理者を選定するに当たって必要なもの

(事業計画書)

第8条 前条第2項第1号の事業計画書には、次の内容を含むものとする。

- (1) 管理の内容
- (2) 管理の実施に関し市に負担を求める金額
- (3) 管理の成果を示す指標及び達成のための取組
- (4) 管理を遂行するに当たっての人員計画及び要員確保策

(指定管理者の選定)

- 第9条 施設所管局は、第7条第1項の申請書が提出されたときは、あらかじめ定めた期日までに、指定管理者の候補者の選定を行わなければならない。
- 2 施設所管局は、指定管理者の候補者の選定に当たっては、次の事項に適合するかどうかを審査するものとする。
 - (1) 第7条第2項各号に掲げる書類（以下「事業計画書等」という。）の内容が、住民の正当かつ平等な利用を確保することができるものであること。
 - (2) 事業計画書等の内容が、施設の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - (3) 事業計画書等による管理を行うために必要な経済的基礎及びこれを的確に実施するために必要な能力が十分であること。
 - 3 施設所管局は、指定管理者を公募する場合は、その候補者の選定等の参考となる意見を収集するための機関を設けるものとする。
 - 4 施設所管局は、申請者に対して、選定の結果を示さなければならない。
 - 5 施設所管局は、指定管理者の指定に当たっては、遅くとも指定管理者に管理を行わせようとする期間の初日の3か月以上前に招集される議会までに指定管理者の指定に係る議案を提出しなければならない。

(指定の取消し及び業務の停止)

- 第10条 施設所管局は、施設の設置目的及び事業計画に則った適正な施設の管理が行われていないと判断するときは、指定管理者に改善項目及び改善策を指示するものとし、さらに指定管理者がその指示に従わないときは、その指定を取り消すことができる。
- 2 施設所管局は、前項に定める場合のほか、指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続させることが適切でないとき、期間を定めて管理の全部又は一部の停止を命じることができる。
 - 3 前2項に規定する内容は、第13条の規定に基づく協定に盛り込むものとする。

(指定管理者の指定等の公表)

- 第11条 施設所管局は、指定管理者の指定をしたとき及び指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

(適正な管理の確保)

- 第12条 施設所管局は、法第244条の2第7項の規定により指定管理者が提出することとされている事業報告書等において、次の事項の記載を求めなければならない。
- (1) 管理の実施状況及び施設の利用状況
 - (2) 使用料の収入の実績
 - (3) 管理に係る経費の収支状況
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、管理の状況を把握するために必要な事項
- 2 施設所管局は、指定管理者の指定を取り消したときは、取消しの日の前日までの管理について前項に定める事業報告書等の提出を求めなければならない。
 - 3 第1項第4号に掲げる事項は、次条の規定に基づく協定においてあらかじめ定めるものとする。
 - 4 施設所管局は、指定管理者に対し、管理及び経理の状況について定期的に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行うものとする。
 - 5 施設所管局は、指定管理者の原状回復義務、損害賠償義務、秘密保持義務及び福岡市行政手続条例（平成7年福岡市条例第56号）に基づく義務について、次条の規定に基づく協定において必要な内容を定めなければならない。

(本市と指定管理者の協議により定める事項)

- 第13条 指定管理者が行う管理の内容、指定管理者に支出する管理に要する費用の額その他の指

定管理者の権利義務に関する事項は、本市と指定管理者の協議により年度ごとに定め、その内容を記載した協定を締結しなければならない。

- 2 PFI 法の適用を受けて実施する事業であって、長期契約を前提とした事業方式等による場合にあっては、PFI 法に基づき作成される協定を前項の協定とみなす。

附 則

この要綱は、平成16年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年2月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。